

シルバー人材センターのしくみ

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある、原則60歳以上の方が、知識・経験・技能等を活かし、就業を通じて社会参加することにより、『生きがい』を得て健康を保持し、地域社会の活性化をはかっていこうという目的で法律※で指定された、営利を目的としない公益法人です。

※「高齢者等の雇用安定等に関する法律」昭和61年4月30日 法律第43号

センターは、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営されています。

会員は、こんな活動をしています

就 業

知識や経験を活かしてお仕事を!



親睦交流

各地域での親睦交流会や
サークル同好会活動などで仲間作りを!



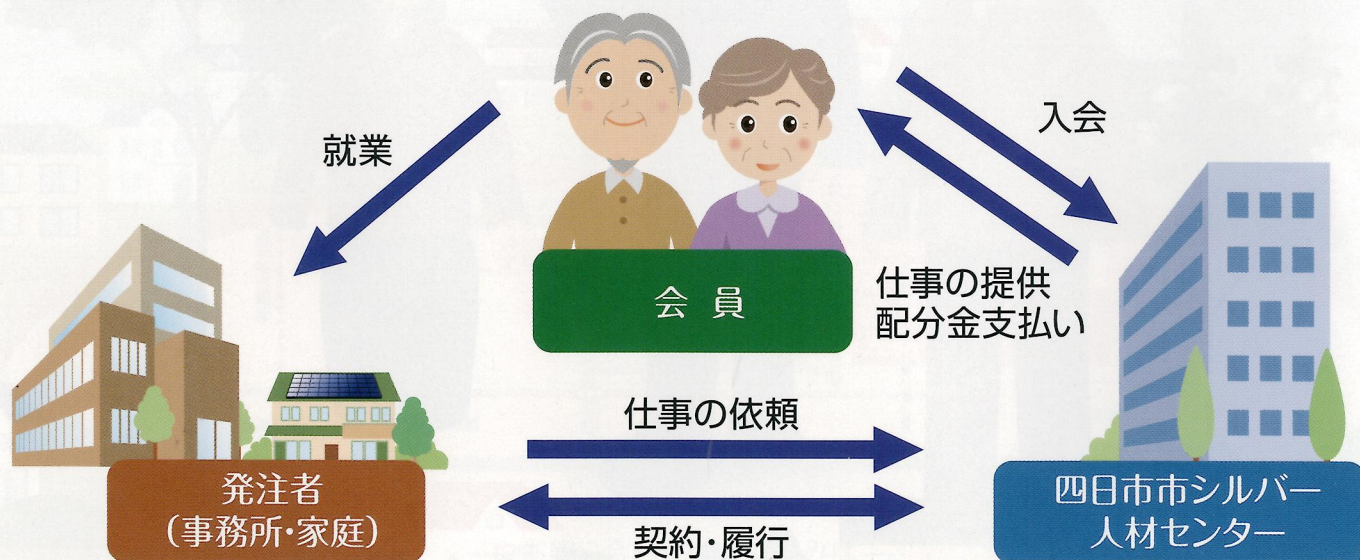
社会奉仕活動

地域のボランティア活動で
社会貢献を!



シルバー人材センターの請負・委任の働き方

センターは高齢者にふさわしい仕事を、家庭・企業・官公庁などから請負・委任の形で引き受け、これを会員に提供します。会員はセンターから請負・委任の形で仕事を引き受け、いわば一個の事業者であるといえます。従って、発注者及びセンターとの間に雇用関係はありません。会員は引き受けた仕事が完了したら、発注者に確認を受け、就業報告書をセンターへ提出します。センターは、この報告書を元に、発注者へ請求を行い、会員へ配分金を支払います。



- シルバーの働き方は、原則として ①臨時的かつ短期的な業務(概ね月10日程度)
②その他軽易な業務(1週あたりの就業時間が20時間を超えないものとなります。)
- 対価—「配分金」として翌月指定の金融機関の口座に振り込まれます。
- 保険—会員の就業は雇用関係によらないため、労災保険の適用はありません。これを補填するものとしてシルバー保険があります。
- また、仕事は「請負・委任事業」のほか、「派遣事業」の2形態があります。
- 事業所の社員と混在して就業する仕事や、発注者の指揮命令を必要とする仕事などの場合は、派遣による働き方となります。